

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成21年10月30日

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 火災の予防（第三条-第九条の四）
第三章 危険物（第十条-第十六条の九）
第三章の二 危険物保安技術協会
第一節 総則（第十六条の十-第十六条の十五）
第二節 設立（第十六条の十六-第十六条の二十一）
第三節 管理（第十六条の二十二-第十六条の三十三）
第四節 業務（第十六条の三十四-第十六条の三十九）
第五節 財務及び会計（第十六条の四十-第十六条の四十六）
第六節 監督（第十六条の四十七・第十六条の四十八）
第七節 解散（第十六条の四十九）
第四章 消防の設備等（第十七条-第二十一条）
第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等
第一節 検定対象機械器具等の検定（第二十一条の二-第二十一条の十六）
第二節 自主表示対象機械器具等の表示等（第二十一条の十六の二-第二十一条の十六の六）
第四章の三 日本消防検定協会等
第一節 日本消防検定協会
第一款 総則（第二十一条の十七-第二十一条の二十三）
第二款 役員等（第二十一条の二十四-第二十一条の三十五）
第三款 業務（第二十一条の三十六・第二十一条の三十七）
第四款 財務及び会計（第二十一条の三十八-第二十一条の四十一）
第五款 監督（第二十一条の四十二・第二十一条の四十三）
第六款 雑則（第二十一条の四十四）
第二節 登録検定機関（第二十一条の四十五-第二十一条の五十七）
第五章 火災の警戒（第二十二条-第二十三条の二）
第六章 消火の活動（第二十四条-第三十条の二）
第七章 火災の調査（第三十一条-第三十五条の四）
第七章の二 救急業務（ 第三十五条の五-第三十

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 火災の予防（第三条-第九条の四）
第三章 危険物（第十条-第十六条の九）
第三章の二 危険物保安技術協会
第一節 総則（第十六条の十-第十六条の十五）
第二節 設立（第十六条の十六-第十六条の二十一）
第三節 管理（第十六条の二十二-第十六条の三十三）
第四節 業務（第十六条の三十四-第十六条の三十九）
第五節 財務及び会計（第十六条の四十-第十六条の四十六）
第六節 監督（第十六条の四十七・第十六条の四十八）
第七節 解散（第十六条の四十九）
第四章 消防の設備等（第十七条-第二十一条）
第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等
第一節 検定対象機械器具等の検定（第二十一条の二-第二十一条の十六）
第二節 自主表示対象機械器具等の表示等（第二十一条の十六の二-第二十一条の十六の六）
第四章の三 日本消防検定協会等
第一節 日本消防検定協会
第一款 総則（第二十一条の十七-第二十一条の二十三）
第二款 役員等（第二十一条の二十四-第二十一条の三十五）
第三款 業務（第二十一条の三十六・第二十一条の三十七）
第四款 財務及び会計（第二十一条の三十八-第二十一条の四十一）
第五款 監督（第二十一条の四十二・第二十一条の四十三）
第六款 雑則（第二十一条の四十四）
第二節 登録検定機関（第二十一条の四十五-第二十一条の五十七）
第五章 火災の警戒（第二十二条-第二十三条の二）
第六章 消火の活動（第二十四条-第三十条の二）
第七章 火災の調査（第三十一条-第三十五条の四）
第七章の二 救急業務（ 第三十五条の五-第三十

五條の九)

第八章 雑則 (第三十五条の十-第三十七条)

第九章 罰則 (第三十八条-第四十六条の五)

附則

五條の十二)

第八章 雑則 (第三十五条の十三-第三十七条)

第九章 罰則 (第三十八条-第四十六条の五)

附則

- 本則-

施行日：平成21年10月30日

第一章 総則

〔目的〕

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に **因る被害を軽減し**、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第一章 総則

〔目的〕

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に **よる被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い**、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

- 本則-

施行日：平成21年10月30日

〔用語の定義〕

第二条 この法律の用語は左の例による。

- ② 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。
- ③ 消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。
- ④ 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- ⑤ 関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。
- ⑥ 舟車とは、船舶安全法第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。
- ⑦ 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- ⑧ 消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若しくは消防団員の一隊又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第三項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。
- ⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう **◆追加◆**。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

〔用語の定義〕

第二条 この法律の用語は左の例による。

- ② 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。
- ③ 消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。
- ④ 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。
- ⑤ 関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。
- ⑥ 舟車とは、船舶安全法第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。
- ⑦ 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- ⑧ 消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若しくは消防団員の一隊又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第三項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。
- ⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう **。第七章の二において同じ。**）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

施行日：平成21年10月30日

第七章の二 救急業務
第三十五条の五 削除

第七章の二 救急業務

〔傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定〕

第三十五条の五 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

② 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

③ 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。

④ 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第三十五条の八第一項に規定する協議会の意見を聴かななければならない。

⑤ 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

⑥ 前三項の規定は、実施基準の変更について準用する。

施行日：平成21年10月30日

◆追加◆	〔総務大臣等による情報の提供、助言その他の援助〕 第三十五条の六 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。
------	---

- 本則-

施行日：平成21年10月30日

◆追加◆	〔実施基準の遵守等〕 第三十五条の七 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。 ② 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。
------	--

- 本則-

施行日：平成21年10月30日

◆追加◆	〔協議会の設置〕 第三十五条の八 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。 ② 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 一 消防機関の職員 二 医療機関の管理者又はその指定する医師 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者 四 都道府県の職員 五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者 ③ 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。 ④ 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べるることができる。
------	--

- 本則-

施行日：平成21年10月30日

〔交通事故救急業務の要請等〕 第三十五条の六 都道府県知事は、救急業務を行っていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて、救急業務を行なっている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。 ② 都道府県は、救急業務を行っていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に	〔交通事故救急業務の要請等〕 第三十五条の九 都道府県知事は、救急業務を行っていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見を聴いて、救急業務を行なっている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行うことができる。 ② 都道府県は、救急業務を行っていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必
---	---

必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が **行なわれている** 道路の区間を除く。）について、当該救急業務を **行なっていない** 市町村の意見を **きいて**、当該救急業務を **行なう**ものとする。この場合において、当該救急業務に従事する職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の適用については、消防職員とする。

必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が **行われている** 道路の区間を除く。）について、当該救急業務を **行っていない** 市町村の意見を **聴いて**、当該救急業務を **行う**ものとする。この場合において、当該救急業務に従事する職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の適用については、消防職員とする。

- 本則 -

施行日：平成21年10月30日

〔事故現場にある者に対する協力要求及び警察官との連絡〕
第三十五条の七 救急隊員は、緊急の必要があるときは、**第二条第九項に規定する**傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
② 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

〔事故現場にある者に対する協力要求及び警察官との連絡〕
第三十五条の十 救急隊員は、緊急の必要があるときは、**◆削除◆**傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
② 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

- 本則 -

施行日：平成21年10月30日

〔救急隊の通行特権等〕
第三十五条の八 第二十七条の規定は、救急隊について準用する。この場合において、**◆追加◆**「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。
② 消防組織法第三十九条の規定は、**第三十五条の六第二項**の規定により都道府県が救急業務を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十九条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

〔救急隊の通行特権等〕
第三十五条の十一 第二十七条の規定は、救急隊について準用する。この場合において、**同条中**「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。
② 消防組織法第三十九条の規定は、**第三十五条の九第二項**の規定により都道府県が救急業務を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十九条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 本則 -

施行日：平成21年10月30日

〔政令への委任〕
第三十五条の九 この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び装備の基準その他救急業務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

〔政令への委任〕
第三十五条の十二 この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び装備の基準その他救急業務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

- 本則 -

施行日：平成21年10月30日

第八章 雑則
〔関係官公署への照会等〕
第三十五条の十 総務大臣、都道府県知事、市町村長、消防長又は消防署長は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係のある官公署に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

第八章 雑則
〔関係官公署への照会等〕
第三十五条の十三 総務大臣、都道府県知事、市町村長、消防長又は消防署長は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係のある官公署に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

- 本則 -

施行日：平成21年10月30日

〔消防従事者等の災害補償〕

第三十六条の三 第二十五条第二項（第三十六条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は **第三十五条の七第一項**の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

② 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（以下この条において「専有部分」という。）がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五条第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

- 一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者
- 二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

③ 第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

〔消防従事者等の災害補償〕

第三十六条の三 第二十五条第二項（第三十六条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は **第三十五条の十第一項**の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

② 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの（以下この条において「専有部分」という。）がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五条第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。

- 一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者
- 二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

③ 第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

- 改正法・附則・題名- ～ 平成21年 5月 1日 法律 第34号～

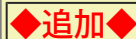
施行日：平成21年10月30日



附 則（平成二一・五・一法三四）抄

- 改正法・附則- ～ 平成21年 5月 1日 法律 第34号～

施行日：平成21年10月30日



（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二一年政令第二〇五号で同年一〇月三〇日から施行〕